

瀬戸市告示第 1 0 3 号

令和 2 年瀬戸市告示第 7 5 号（市役所、支所及び各公所の開庁時間）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
市役所、支所及び各公所の開庁時間は、別に定めがあるもののほか、瀬戸市の休日を定める条例（平成 3 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除き、 <u>午前 9 時から午後 4 時まで</u> とする。	市役所、支所及び各公所の開庁時間は、別に定めがあるもののほか、瀬戸市の休日を定める条例（平成 3 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除き、 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</u> とする。